

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

岡山厚生年金 事案 1486 (事案 274 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立ての船舶における資格取得日は昭和19年12月1日、資格喪失日は20年8月23日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年12月から20年7月までの標準報酬月額は1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年12月30日まで

A社に在籍しB丸に乗船していた申立期間について、船員保険に加入していたとして記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。私の年金記録には、昭和21年4月1日から同年7月1日までの期間について船員保険の記録があるが、この期間と重複する時期に厚生年金保険の記録が見つかった。その船員保険の加入期間には船に乗っておらず、申立期間との錯誤であると思うので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が申立人の給与から船員保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無い、ii) 申立期間においてA社は船員保険の適用を受けていないことが確認され、同社が合併したC社の船舶名簿を見ても、B丸の記載は無い、iii) 申立期間当時、A社において申立人と一緒に勤務していた同僚も、船員保険の被保険者とはなっていないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人から提出されたD事業所E養成所の修業証書から、申立人は、昭和19年11月27日付けで同E養成所の機関科課程を修了したことが確認でき、その直後の同年12月1日からB丸の機関員として乗船していたとする申立人の主張に不自然さはない。

また、F市に所在する「G資料館」の資料館ニュース(平成14年8月

20 日付け) に掲載された申立人の投稿記事「B 丸遭難記」には、乗船時の具体的状況が記載されているなど、申立人の記憶は具体的かつ詳細である上、「B 丸遭難記」において、申立人は、B 丸はH付近で昭和 20 年 8 月 22 日に沈没したと記述しているところ、海事図書館に保管されている資料においても B 丸は同日に沈没したことが記録されており、これらを踏まえると、申立人はE養成所を修業した直後の昭和 19 年 12 月 1 日から B 丸が沈没する 20 年 8 月 22 日まで、D 事業所管理下の同船に機関員として勤務していたものと認めるのが相当である。

さらに、B 丸の船員保険被保険者名簿は確認できないものの、日本年金機構の保管する戦時加算該当船舶名簿には、同船について船舶所有者は A 社、加算区域航行期間は昭和 16 年 12 月 8 日から 21 年 3 月 31 日までと記載されており、年金事務センターも、B 丸は戦時加算該当船舶名簿に載っていることから、船員保険の適用があったと考えると回答している。その上、C 社の後継事業所である I 社が保管する船員保険被保険者票 (D 事業所と記載されている。) により、B 丸に乗船していたことが確認できた同僚は、その乗船期間について、オンライン記録には船員保険の加入記録が確認できるものの、船員保険被保険者台帳にはその記録が記載されていない。

加えて、申立人のオンライン記録には、昭和 21 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までについて、D 事業所を船舶所有者とする船員保険の記録と重複して J 社における厚生年金保険の記録があるが、申立人は、この期間には船に乗っていないと供述しており、D 事業所と同社には関連がなく、両事業所に申立人が勤務していたとは考え難いことから、厚生年金保険被保険者期間の途中に新たに船員保険被保険者資格を取得したとするこの船員保険加入記録は不自然である。また、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、D 事業所における船員保険被保険者の資格取得日 (昭和 21 年 4 月 1 日) が、長期間経過した昭和 38 年 6 月以降に本来の欄でない箇所に記載されているなど不自然な点が見受けられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所 (当時) における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 19 年 12 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 23 日に資格を喪失した旨の届出を行ったものと認められる。

なお、上記期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 53 条に基づき、1 万 2,000 円とすることが必要である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 8 月 23 日以降の期間については、申立人の申立てに係る事業所における在籍状況が確認できない上、船員保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年10月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、上記期間の標準報酬月額については、昭和25年7月を3,500円、同年8月から26年2月までを4,500円、同年3月から同年7月までを6,000円、同年8月及び同年9月を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月頃から26年10月頃まで

昭和25年3月に高校を卒業してから数か月後、公共職業安定所でA社の入社試験を受けて入社した。

入社後は同社B事業所内にある寮に入り、同工場で1年半程度勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人とは生年月日は相違するものの同姓で名が類似した氏名であって、昭和25年7月1日から26年10月21日まで厚生年金保険の被保険者となっている基礎年金番号に統合されていない被保険者の記録が確認でき、その被保険者記号番号は申立人が一緒に勤務していた同僚として写真とともに名前を挙げた二人と連番となっている。

また、申立人は申立てに係る事業所における業務内容を具体的に記憶している上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有する同僚（当時）の証言から、申立人が上記期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が昭和25年7月1日に厚生年金保険の被保

険者資格を取得し、26年10月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、上記期間の標準報酬月額については、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和25年7月を3,500円、同年8月から26年2月までを4,500円、同年3月から同年7月までを6,000円、同年8月及び同年9月を8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月29日は14万3,000円、18年8月11日は5万円、同年12月29日は4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月29日

A社から申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が給与事務を委託している税理士事務所が保管している給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲

内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、平成17年12月29日は14万3,000円、18年12月29日は4万9,000円とし、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額及び賞与額に見合う標準賞与額から、18年8月11日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 31 日から 36 年 5 月 15 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 10 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）において老齢年金の受給手続を行った時に、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを初めて知った。このたび、日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきが届いたが、納得いかないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間②及び③の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人は上記期間に勤務した事業所の業務内容等を記憶しており、これを失念するとは考え難いほか、申立期間③までの被保険者期間は同一の被保険者記号番号で、同じ社会保険事務所において管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 41 年 12 月 1 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格者は 12 人（申立人を除く。）みられるが、同事業所を最終事業所として脱退手当金を受給している者はいない上、このうち、連絡先が判明して回答があった 7 人はいずれも退職時に同事業所から脱退手当金について説明を受けた記憶はない旨回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和41年8月1日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正し、同年3月から同年7月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から42年1月4日まで
昭和40年6月からA社(後にB社)に勤務し、42年初め頃まで在籍していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の雇用保険の記録は、昭和40年6月21日から41年7月31日までの期間となっていることが確認できる上、同僚(一人)は、「昭和41年8月の時点では間違いなく、私も申立人も勤務していたと記憶しています。」と証言していることから、申立人は同事業所に41年8月頃まで勤務していたことが認められるところ、オンライン記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は、いずれも同年3月1日となっている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、同事業所の厚生年金保険の被保険者であった者(20人)のうち3人(申立人を含む。)については、昭和41年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、事業主が同年8月以降に社会保険事務所(当時)に提出する算定基礎届に基づく同年10月の定時決定の記録が存在する。

また、A社に係るオンライン記録では、同事業所の厚生年金保険の被保険者のうち8人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和41年3月1日より後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、そのうちの一人の厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は同年4月1日となっている。

さらに、A社における厚生年金保険の被保険者であり、かつ、雇用保険の記録が確認できる者のうち、雇用保険の被保険者資格を同事業所において最後に喪失した者の離職年月日は、申立人の雇用保険の記録における離職年月日と同じく昭和41年7月31日である。

以上のことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る処理は、昭和41年8月頃に同年3月1日に遡及して行われたものと認められる。

また、商業登記簿から、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和41年3月1日）においては法人格を有していることが確認できる上、上記同僚の証言から、同事業所は事業を継続しており、同日において厚生年金保険の適用事業所として要件を満たしていたものと認められることから、上記の適用事業所でなくする処理を行う合理的理由は見当らない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記の資格喪失処理を行う合理的理由はなく、この処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は申立人の雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和41年8月1日とすることが妥当である。

なお、昭和41年3月から同年7月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録（昭和40年10月の標準報酬月額）から、2万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和41年8月1日から42年1月4日までの期間については、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所でない上、雇用保険の記録から、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できない。

また、申立てに係る事業所の元事業主及び同僚からも、上記期間において申立人が同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得られない。

このほか、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年11月12日まで
ねんきん定期便を確認したところ、実際に受けていた給与よりも標準報酬月額が低額となっていたので、標準報酬月額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録から、申立人の平成9年11月から10年9月までの標準報酬月額について、当初、18万円と記録されていたが、10年6月9日付けで資格取得時（平成9年11月1日）に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立てに係る事業所の他の厚生年金保険被保険者全員（5人）についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書（平成9年11月分から10年9月分まで）から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記遡及訂正処理前のオンライン記録を上回っている。

さらに、不納欠損整理簿から、申立てに係る事業所は申立期間当時、平成10年度分の厚生年金保険料の滞納があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難い上、社会保険事務所が行った上記遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、上記遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成9年11月から10年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、平成10年10月の標準報酬月額については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において9万8,000円と記録されているが、上記定時決定に係る処理については遡及訂正処理との関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不適切であったとまでは言えない。

また、申立てに係る事業所は、平成10年11月12日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び他の役員に照会しても申立人に係る保険料控除についての回答が得られない。

さらに、申立期間当時の同僚に照会しても、平成10年10月の標準報酬月額について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人は、平成10年10月分の給与明細書を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成10年10月1日から同年11月12日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

ねんきん定期便によって、A社から平成20年12月25日に支給された賞与の記録が無いことに気付いた。所持している賞与支払明細書から、上記賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていることが明らかであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書及び事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月25日に、事業主が申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業

主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月 12 日から 17 年 10 月頃まで
船員保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）における昭和 15 年 12 月 3 日から 16 年 4 月 12 日までの被保険者記録が判明したが、船の定期検査のため 17 年 10 月頃に下船するまで、同社所有のC丸又はD丸に乗船していたはずであるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局が保管する船員カードから、申立人は昭和 16 年 7 月 9 日から同年 9 月 2 日までの期間及び同年 9 月 30 日から 17 年 5 月 30 日までの期間にA社所有のD丸に引続き乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の上記の乗船期間については、D丸が船員保険の適用船舶であるとの記録が見当たらない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも被保険者であったことをうかがわせる記録も無く、申立人がこの間に船員保険の被保険者資格を取得していたと確認できない。

また、B社は、申立人に係る人事記録は無く、当時の船員保険の届出記録等は保管していない旨回答している上、申立人は同僚（当時）の氏名を記憶していないため、D丸に乗船していた者の船員保険の加入状況について聴取することができない。

さらに、申立人は申立期間前の昭和 15 年 12 月 3 日から 16 年 4 月 12 日までA社所有のC丸における船員保険の被保険者記録が確認できるところ、申立期間については、同船に係る船員保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は無いなど、申立人が申立期間にC丸において船員保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人に係る申立期間の船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から平成 11 年 1 月 1 日まで
昭和 60 年 10 月から平成 10 年 12 月末まで夫が経営するA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、昭和 60 年 10 月を除き厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人については、昭和 60 年 11 月 1 日を資格喪失日とした進達処理が 61 年 6 月 7 日に行われるとともに、この処理日に夫の被扶養者となっていることが確認できることから、申立てに係る事業所は、同年 6 月頃に、申立人の被保険者資格を喪失させるとともに、申立人を夫の被扶養者とする旨の届出を行ったものと推認できる。

また、申立人は給与明細書を保管していない上、申立てに係る事業所は申立人の賃金台帳等を保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書において、特例対象者（申立人）が、その事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録の訂正を行わない旨規定されているところ、商業登記簿から、申立人は、申立期間において申立てに係る事業所の役員であり、その夫は代表取締役であったことが確認できることから、厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態であったと認められる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年12月1日から9年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から12年12月31日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から12年12月31日まで
申立期間中、代表取締役であったA社及びB社から受けた報酬額と比べて、標準報酬月額が著しく低く記録されている。両社の報酬から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録から、申立期間のうち、平成6年12月1日から9年10月1日までの標準報酬月額は、当初、6年12月から7年7月までの期間は59万円、同年8月から9年9月までの期間は36万円と記録されていたが、8年11月7日付けで7年8月の随時改定及び8年10月の定時決定の記録を取り消し、6年12月1日に遡及して9万2,000円とする訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、関連会社のB社に係る平成8年度滞納処分票（平成8年10月30日付け）には、経理事務責任者が、社会保険料の納付を後回しにしていたが、B社及びA社の滞納保険料を合わせると800万円も滞納になっている旨述べたとの事跡があることから、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが認められる。

さらに、申立人は、社会保険事務や経理事務に携わっていた従業員に任せていたため、詳しいことは分からないが、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、その解消のために従業員の標準報酬月額を遡及して引き下げることを経理事務責任者から聞いた旨述べている。

加えて、給与事務担当者（当時）は、申立人及び幹部社員が社会保険事務に関する決定を行っていたと思う旨証言していることから、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の上記期間に係る標準報酬月額の変及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち平成6年12月1日から9年10月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から12年12月31日までの期間については、9年10月の定時決定により標準報酬月額を9万2,000円に、10年10月、11年10月及び12年10月の定時決定により標準報酬月額を9万8,000円にする処理が行われており、変及訂正された形跡は無く、上記変及訂正処理との関係をうかがわせる事情は見当たらず、当該事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は関係帳簿を所持していない上、当時の役員及び上記給与事務担当者以外の従業員への調査を希望しておらず、申立人の上記期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

さらに、申立人は、B社の報酬からも厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、二つ以上の事業所から報酬を受けている者は、厚生年金保険法施行規則第2条に基づき、社会保険事務所に対して「二以上事業所勤務届」を提出することとされているが、申立人に係る同届が社会保険事務所に届出等された記録は確認できない。

加えて、申立人は、平成10年頃からB社に勤務していない旨述べている。

このほか、申立人が上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成9年10月1日から12年12月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年頃から 47 年頃まで

A社に申立期間において船員として勤務しており、給与から船員保険料を控除されていた記憶があるので、未加入となっている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 37 年 5 月 7 日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、B事業所の元船員（複数）は、B事業所はCの組織であるため、船員保険法の適用を受けておらず、船員は各自で国民年金に加入していた旨証言している。

また、Dは、A社の船員について、昭和 37 年 8 月以降はCに直接雇用されていた旨回答している。

さらに、A社で勤務歴があり、同社退職後の昭和 37 年から 48 年までB事業所に勤務した同僚は、A社は申立期間においては既に解散していることから、申立人はこのころはB事業所に勤務していた旨証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間における船員保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から39年4月1日まで
船員保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が2万6,000円となっているが、A社が発行した「船員保険被保険者期間履歴表」には、申立期間の標準報酬月額は2万8,000円と記載されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所（B社）が提出した「船員保険被保険者票」には、申立期間における標準報酬月額の等級は12等級（当時の12等級は2万6,000円に該当）と記載されており、保険料徴収欄に記載された金額に見合う標準報酬月額も2万6,000円であることが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳から、申立人の申立期間における標準報酬月額は2万6,000円であることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が同期入社として名前を挙げた二人の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同額の2万6,000円であることが確認できる。

なお、申立人が所持するA社が発行した「船員保険被保険者期間履歴表」には、申立期間における標準報酬月額は2万8,000円と記載されているが、標準報酬月額の等級は12等級と記載されており、等級はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで
昭和 16 年 4 月に入社した事業所へ在籍中の 19 年 1 月 20 日に軍隊へ入隊した。同日から 22 年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の加入記録があるが、それ以降、日本に帰還した 23 年 9 月 1 日までの加入記録が無い。その間も厚生年金保険に加入しているはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間において厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された場合においては、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づき、被保険者及び事業主に係る厚生年金保険料は全額を免除することとされており、その期間は被保険者期間に算入される。

県が保管する軍歴に関する資料から、申立人は、昭和 19 年 1 月 20 日に陸軍に召集され、23 年 9 月 2 日に外地から復員したことが確認できる。

一方、申立てに係る事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の記録には「59」を○で囲んだ記載があり、日本年金機構 A 事務センターは、この記載は旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に該当したことを意味する記載であると考えられる旨回答している。

また、上記名簿において、申立人の前後 220 人の元同僚の記録を確認したところ、「59」を○で囲んだ記載がある者は 30 人確認できるが、そのうち 29 人は申立人と同じく昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している（残りの一人は同日以前に喪失している。）。

以上のことから、申立てに係る事業所は、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づく保険料免除措置が終了したことに伴い、申立人の被保険者資格を昭和 22 年 6 月 1 日に喪失させる旨の手続を行ったことがうかがわれる。

なお、申立てに係る事業所の事務担当者は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していたかどうか不明である旨回答しており、ほかに保険料が事業主により給与から控除

されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。